公表用

令和7年3月

第 21 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和7年3月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年3月10日 午前10時開会

2. 開催場所 行橋市役所 西棟 306 会議室

3. 農業委員出欠者の状況

出席委員11名欠席委員2名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	欠
13	吉 村 郁 子	出
8	藤川放作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西村直仁	出
1	西本一美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川本博	出
3	松本功	出
4	富田和重	出
10	沼口宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者

0 名

5. 傍聴者

0 名

6. 議事内容

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 農地転用計画変更申請について

議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の

規定による農用地利用集積等促進計画案の決定につい

7

7.農業委員会事務局職員

 事務局長
 井上 栄輔

 農地係長
 宮崎 崇文

会長

出席者 11 名で定足数に達していますので、これより第 21 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。

-委員·事務局朗読-

会長

それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第76号から議案第79号までの4件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

朗読します。議案第76号。農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があっ たので本会の審議に附す。令和7年3月日10提出、行橋市農業委員会会長、 石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下12件。以上です。

会長

議案の朗読が終わりました。最初に今元地区の地区番号 1、2、3、6 番と稗田地区の地区番号 4 番について審議し、他の地区及び今元地区の地区番号 4、5 番、稗田地区の地区番号 9、10、11 番については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今元地区の地区番号 1、2、3、6 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により藤川委員の退室を求めます。

-藤川委員退室-

会長 事務局 今元地区の地区番号1、2、3、6番について事務局より報告願います。

今元地区4件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。 物件の表示は、大字金屋■■■■、田、1,692 ㎡、外 1 筆計 2,276 ㎡。譲渡人 は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■ さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するもの ということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号2番。 物件の表示は、大字金屋■■■■、田、545 m°。譲渡人は、行橋市■■■■、 ■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約に より所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請され ております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しない ため許可相当と考えます。続きまして地区番号3番。物件の表示は、大字金 屋■■■■、畑、500 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人 は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、 規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完 備されており農地法第 3 条第項各号には該当しないため許可相当と考えま す。最後に地区番号6番。物件の表示は、大字今井■■■■、畑、1,628 ㎡、 外 2 筆計 3,341 ㎡。譲渡人は、古賀市■■■■、■■■■さん。譲受人は、 行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模

拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。 本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長 報告が終わりました。今元地区の地区番号 1、2、3、6 番についてご質疑ありませんか。

-質疑なし-

ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今元地 区の地区番号1、2、3、6番について、許可することに、賛成の方の挙手を求 めます。

-全員挙手-

全員賛成と認めます。ここで、藤川委員の入室を求めます。

-藤川委員入室-

次に、稗田地区の地区番号8番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により川本委員の退室を求めます。

-川本委員退室-

稗田地区の地区番号8番について地区委員より報告願います。

稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。物件の表示は、大字津積■■■、田、1,630 ㎡、外2筆計4,313 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

報告が終わりました。稗田地区の地区番号8番についてご質疑ありませんか。

- 質疑なし-

ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。稗田地 区の地区番号8番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

-全員挙手-

全員賛成と認めます。ここで、川本委員の入室を求めます。

-川本委員入室-

次に、今元地区の地区番号 4、5 番について地区委員より報告願います 今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。 物件の表示は、大字金屋■■■■、田、2,663 ㎡、外 1 筆計 4,778 ㎡。譲渡人 は、行橋市■■■■、■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■ さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものとい うことで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各 号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 5 番。物件 の表示は、大字今井■■■■、田、776 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■

会長

会長

会長

会長 松本委員

会長

会長

会長

会長

藤川委員

■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■です。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。 書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長 繁永委員 次に、今川地区の1件について地区委員より報告願います

今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字大野井■■■、田、1,819㎡、外1筆計2,915㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■ さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長

次に、稗田地区の地区番号 9、10、11 番について地区委員より報告願います。

松本委員

稗田地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号9番。 物件の表示は、大字下稗田■■■■、田、168 m²、外 1 筆計 342 m²。譲渡人 は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■ さんです。親から子への贈与により所有権を移転するものということで申請 されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当し ないため許可相当と考えます。続きまして地区番号10番。物件の表示は、大 字下稗田■■■■、田、1,713 m²、外3筆計2,571 m²。譲渡人は、行橋市■■ ■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買 契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申 請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当 しないため許可相当と考えます。最後に地区番号11番。物件の表示は、大字 下稗田■■■■、畑、60㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲 受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転 し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類 等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考 えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長 富田委員 最後に、延永地区の1件について地区委員より報告願います 延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号12番。 物件の表示は、大字下津熊■■■、田、1,060 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■ 、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■、■■■さんです。親から 子への贈与により所有権を移転するものということで申請されております。 書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当 と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長

報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。

- 質疑なし-

会長

ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第76号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

-全員挙手-

会長

全員賛成と認めます。よって、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請12件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

朗読します。議案第77号。農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があっ たので本会の審議に附す。令和7年3月10日提出、行橋市農業委員会会長、 石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下4件。以上です。

会長

議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の2件について地区委員より報告願います。

長城委員

仲津地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。 申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字高瀬■ ■■■、田、1,571 m²。既存宅地 240 m²含みます。所有者は、行橋市■■■ ■、■■■■さんです。転用理由としては賃貸借契約を設定し資材置場を設 置するものです。資材置場 1,811 ㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。 周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不 要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広が りのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、 許可相当とされています。続きまして地区番号2番。申請人は、行橋市■■ ■■、■■■■さん、持分 1/2、■■■■さん、持分 1/2 です。土地の表示 は、大字稲童■■■■、畑、19 ㎡、大字稲童■■■■、畑、59 ㎡、2 筆計 78 ㎡。既存宅地 531.3 ㎡含みます。所有者は、滋賀県栗東市■■■■、■■■ ■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅及び事 業用駐車場を設置するものです。自己住宅 115.93 m²、駐車場 125 m²、その他 368.37 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水 利承諾書、隣地承諾書が添付されています。申請地は農地と宅地が混在した 筆界未定地ですがすべて造成しているため始末書が添付されています。場所 は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とさ れています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長 富田委員 最後に、延永地区の2件について地区委員より報告願います。

延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字延永■■■、田、429 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、事務所を建築するものです。事務所1 棟 72 ㎡、駐車場 75 ㎡、その他 282 ㎡。資金計画は自己資金で、実行性あ

り。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満の広がりの第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 4 番。申請人は、築上郡築上町■■■、■■■さんです。土地の表示は、大字下津熊■■■■、畑、212 ㎡。既存宅地 14.03 ㎡含みます。所有者は、京都郡みやこ町■■■、■■□さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、有料駐車場を設置するものです。駐車場226.03 ㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに造成されているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、街区の 40%以上が宅地の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長

報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。

-質疑なし-

会長

ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第77号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

-全員挙手-

会長

全員賛成と認めます。よって、議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請4件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第78号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

朗読します。議案第78号、農地転用計画変更申請について。下記の者より、 農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったの で本会の審議に附す。令和7年3月10日提出、行橋市農業委員会会長石本浅 夫。記、1申請人■■■■、■■■■、以下1件。以上です。

会長

議案の朗読が終わりました。延永地区の1件について、地区委員より報告 願います。

富田委員

延永地区1件について地区審査の結果をご報告します。計画変更申請人は、北九州市■■■、■■■さんと行橋市■■■■、■■■さんです。農地転用許可年月日は令和6年6月25日、変更する土地は、大字延永■■■ 429 ㎡。当初計画は自己住宅を建築するもので、自己住宅60 ㎡、倉庫1棟40 ㎡、その他329 ㎡です。施行者は■■■さん。変更計画は事務所を建築するもので、事務所1棟72 ㎡、駐車場75 ㎡、その他282 ㎡です。施行者は■■■です。変更する理由としては、■■■さんが自己住宅を建築するということで転用許可を受けましたが、細かい打ち合わせを行う内に物価高等により資金面で建築ができなくなったとのことです。融資の増額もかなわなかったとのことです。その後、■■■が新しい事務所を建てる土地を探しており、話がまとまったので事務所を建築するための計画変更を行うと

いうことです。以上です。

会長 報告が終わりました。ご質疑ありませんか。

- 質疑なし-

ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 会長 78 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

-全員举手-

賛成全員と認めます。よって、議案第78号、農地転用計画変更申請1件に 会長

ついては、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次 に、議案第79号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規 定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたしま

す。事務局に議案の朗読を求めます。

朗読します。議案第79号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 事務局

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中 間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、行橋市長より 下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和7年3月10日提 出。行橋市農業委員会会長石本浅夫。記、1申請人■■■■、以下1件。以上

です。

会長 議案の朗読が終わりました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の

規定により大田委員の退室を求めます。

-大田委員退室-

会長 議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 説明します。こちらは農地法第3条ではなく、中間管理機構を通して行う

> 農地の売買になります。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん、所有権 の移転を受けるのは、行橋市■■■■、■■■■さんです。所有権の移転を 行う土地は、大字道場寺■■■■、田、3716 m²と、大字道場寺■■■■、田、 2413 ㎡です。■■■■さんはこの地域の担い手であり、要件は満たしており

ます。本会議でも審議の程よろしくお願いします。

会長 説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

-藤川委員挙手-

会長 藤川委員どうぞ。

藤川委員 今回の議案については賛成なんですが、この制度について教えてください。

これを使うといいことがあるんですか。

説明します。まずこの制度を使うメリットとして、所得税や不動産取得税、 事務局

> 登録免許税などの控除が受けられます。その他、登記なども推進機構が当事 者に代わって行います。デメリットとしては、価格については機構が設定す るので価格が高くなることがあるということです。お互いの言い値での取引

ならばもっと価格は安いかもしれません。売り手の方のメリットが大きいと 思います。以上です。

藤川委員 はい、わかりました。

会長	他にありませんか。ないようですので、質疑を終了し、これより、採決に
	はいります。議案第79号について、賛成の方の挙手をもとめます。
	-全員挙手-
会長	賛成全員と認めます。よって、議案第79号、農地中間管理事業の推進に関
	する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見
	については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。ここで、大田委
	員の入室を求めます。
	一大田委員入室一
会長	以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最
	後に、本日の署名委員を指名いたします。7番、西村委員、8番、藤川委員に
	署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをも
	って閉会いたします。ご協力ありがとうございました。